（前のページより続き）

○平成三十年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五四二）

○平成三十年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五四三）

○平成三十年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同五四四）

○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境四六）

○環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件（同四七）

○土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件（同四八）

○地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件（同四九）

○土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件（同五〇）

○土壌含有量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件（同五一）

○水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法の一部を改正する件（同五二）

○水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法を定める件の一部を改正する件（同五三）

○地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（同五四）

本号で公布された法令のあらまし

◇**独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第四〇号）（内閣官房）

1　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四一号）の一部の施行に伴い、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成一九年政令第二三四号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。（附則関係）

◇**車両制限令の一部を改正する政令**（政令第四一号）（国土交通省）

1　車両の重量及び長さの最高限度

道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を定めることとした。（第三条第四項関係）

2　通行方法の制限

1の指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、当該通行方法によらなければならないこととした。（第一〇条第二項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第四二号）（内閣府本府）

1　平成三〇年九月二八日から一〇月一日までの間の暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に京都府与謝郡伊根町等の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令**（政令第四三号）（内閣府本府）

1　平成三〇年等に発生した豪雨、地滑り及び暴風雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令**（政令第四四号）（農林水産省）

1　漁業生産組合が株式会社に組織変更する際に、組織変更後の株式会社の株式等の割当てを受けることができない者を、組織変更前の漁業生産組合から任意脱退することとなる組合員と定めることとした。（第二二条の四関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第四五号）（内閣府本府）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三〇年法律第八九号）の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

◇**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令**（政令第四六号）（国土交通省）

1　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定めるものは、海域における風力とすることとした。（第一条関係）

2　法第一〇条第一項の政令で定める区域は、海域の上空三一五メートルまでの区域及び海底下一〇〇メートルまでの区域とすることとした。（第二条関係）

3　法第一〇条第一項ただし書の政令で定める行為は、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為とすることとした。（第三条関係）

4　法第一〇条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとすることとした。（第四条関係）

㈠　海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為

㈡　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄

5　法第一〇条第四項の政令で定める期間は、次の㈠から㈢までに掲げる占用の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定める期間とすることとした。（第五条関係）

㈠　容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用　五年

㈡　法第一九条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用　三〇年

㈢　㈠及び㈡に掲げるもの以外の占用　一〇年

6　法第一〇条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項から第七項まで、第二三条第一項、第二四条第一項から第七項まで、第二五条第一項及び第二項並びに第二六条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することとした。ただし、法第二四条第一項から第七項まで並びに第二五条第一項及び第二項の規定による権限にあっては、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととした。（第六条関係）